

札幌市立栄南小学校 「学校いじめ防止 基本方針」

令和6年5月改訂

1. いじめ防止についての基本的な考え方

(1) いじめ防止等の基本理念

いじめは、すべての児童に係る問題である。いじめの防止等の対策は、すべての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくすることを旨として行われなければならない。

また、すべての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめ防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて児童が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

※国の「いじめ防止等のための基本的な方針」より抜粋

(2) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

※いじめ防止対策推進法第2条より

(3) 基本的ないじめの様態

- *冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- *仲間はずれ、集団による無視をされる。
- *軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- *ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- *金品をたかられる。
- *金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- *嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- *パソコンや携帯電話、スマートフォン等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。

※国の「いじめ防止等のための基本的な方針」より

2. いじめ防止対策組織

(1) 組織名

「栄南小学校 いじめ防止対策委員会」

※上記の組織を常設し、いじめ防止に向けた取組を、年間を通して計画的に行う。

(2) 構成員等について

- ・責任者は校長とし、いじめの防止等に係る全ての取組は、校長の監督の下で行う。
 - ・構成員 ～ 校長、教頭、主幹教諭、教務主任、保健主事、担任外教諭、特別支援教育コーディネーター、学年主任、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、その他の関係職員
- ※上記の他に、必要に応じて、弁護士、医師、警察官経験者、教育学者などの専門家等や地域の関係者等を加える。
- ※いじめの疑いを把握した場合は、学校いじめ対策組織で速やかに対応する必要があることから、構成員全員がそろわない場合でも、出席可能な構成員のみで会議を開催する。（後日、定例会議で再度確認する。）
- ※校長が不在時については、教頭、主幹教諭等が代理として、組織の監督を行う。（後日、校長に報告し決裁を得る。）
- ※構成員がやむを得ず会議に参加できない場合には、会議日以外に個別に意見を求める。

(3) いじめ防止対策委員会の会議について

- ・いじめ防止対策委員会の定例会議を月1回開催する。（その他、必要に応じて速やかに会議を開催する。）
- ・定例会議については、校内学びの支援委員会の定例会議を兼ねて開催する。
- ・定例会議において、いじめの認知や解消の件数及び認知した個別の対応状況を確認する。
- ・会議録を作成し、校長の決裁を得る。また、個別の対応状況については、会議録とは別に記録する。

(4) 組織の主な役割と活動

いじめの防止	<ul style="list-style-type: none"> ・児童一人一人を大切にされた教育活動の実践に向け、自他を思いやす豊かな心、自己肯定感、自己有用感を育てるとともに、いじめが起きにくい、いじめを許さない環境づくりを推進する。
いじめの早期発見と対処	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめの相談・通報を受け付ける窓口となる。 ・いじめの疑いや問題行動に係る情報を集約し、全教職員での共有を図る。 ・いじめやいじめの疑いを把握した際は、緊急委員会を開催するなど、迅速な対応を行う。また、該当学級の担任や保護者と連携し、聴き取り等を行うなどして事実関係を把握し、いじめであるか否かの判断を行う。 ・事実関係に基づき、被害児童に対する支援・加害児童に対する指導の体制づくりを行う。 ・関係する保護者との連携等の対応を、組織的に実施する。 ・必要に応じて、関係機関との連携を密に対応する。
組織の周知	<ul style="list-style-type: none"> ・「学校いじめ防止基本方針」「いじめ防止対策委員会」について、年度初めの学校教育説明会で保護者に周知するとともに、学校ホームページに掲載するなどして周知する。 ・「いじめ防止対策委員会」は、いじめを受けた児童を守り、事案について迅速かつ適切に解決する組織であることについて、発達に応じて児童に周知する。
取組の評価	<ul style="list-style-type: none"> ・学校いじめ防止基本方針に基づく取組の成果検証を行うために、学校評価の評価項目にいじめの防止等の取組（いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり、早期発見・事案対処のマニュアルの実行、定期的・必要に応じたアンケート、個人面談・保護者面談の実施、校内研修の実施等）に関する項目を位置付ける。 ・学校評価において目標の達成状況等を評価し、取組の改善につなげる。

3. いじめ防止に向けた重点的な取組

(1) 未然防止に向けた取組

教師の対応力の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・初期段階から組織対応、複数の目で解決にあたるよう共通理解を図る。 ・「いじめは絶対に許されない」という共通認識のもと、情報共有や関係機関との連携の在り方など、いじめの対応に向けた研修等に取り組む。 ・教職員の言動等が児童に影響することを自覚し、教職員自身が人間性を高めるなど、絶えず自己研鑽に努める。 ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家の助言を対応に生かしていく。
いじめについての児童の理解促進	<ul style="list-style-type: none"> ・全校朝会等、児童全員が集まる場で、挨拶や言葉遣い等、相手を大切にする気持ちを共有できるようにする。 ・いじめられる児童の気持ちをすべての児童が理解できるようにするとともに、見て見ぬふりをするのがいじめを深刻化させることになることを指導する。 ・いじめは重大な人権侵害に当たり、被害者、加害者及び周囲の児童に大きな傷を残すものであり、決して許されないこと、また、刑事罰の対象となり得ることや不法行為に該当し、損害賠償責任が発生し得ることなどを発達段階に応じて指導する。
豊かな心を育むための教育活動	<ul style="list-style-type: none"> ・全ての児童が主体的に参加・活躍できるような授業を行い、児童の自己肯定感や自己有用感を高める。 ・児童会・児童委員会を主体として、ふれあい活動（異学年交流）を充実させ、互いを認め合う人間関係を育む。 ・道徳教育を含めた教育活動全体を通して、誰にでも思いやりの心を持ち、相手の立場に立てる心を育むとともに、円滑に他者とのコミュニケーションを図る社会性を育成する。
インターネット上のいじめの防止	<ul style="list-style-type: none"> ・児童向け安全教室や教職員向け研修会を実施する。 ・児童のインターネット利用状況を把握するように努める。 ・インターネット上に誹謗中傷を書き込むなどの行為は、取り返しのつかないことになることや、犯罪行為につながる可能性があることなど、ネット上のいじめ防止に係る指導を行う。 ・情報モラル教育の推進に当たっては、「小中一貫した教育」のパートナー校（栄南中学校、元町北小学校）及び家庭や地域と連携しながら、子どもの発達の段階に応じた系統的な指導を行う。
特に配慮が必要な児童についてのいじめ防止	<ul style="list-style-type: none"> ・下記の児童を含め学校として特に配慮が必要な児童については日常的に当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。 <ul style="list-style-type: none"> ア 発達障がいを含む、障がいのある児童 イ 海外から帰国した児童や外国人の児童、国際結婚の保護者をもつ児童 ウ 性同一障がいや性的指向・性自認に係る児童 エ 東日本大震災や北海道胆振東部地震、能登半島地震等の災害により被災した児童、または、原子力発電所事故により非難している児童
保護者との連携や啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・児童がいじめ防止に向けた学習を行う際に保護者が参観する機会を設けるなど、保護者がいじめの問題について理解を深めることができるようにする。 ・インターネットの使い方について家庭でのルールづくりなど安全な利用について啓発するとともに、インターネット使用状況を保護者が把握するように促す。

(2) 早期発見、早期解決に向けた取組

<p>教職員による積極的な関わり</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・暴力を伴わないいじめや、グループ内でのいじめは見過ごしやすいことから、児童が発する小さなサインにもいち早く気付くよう努める。 ・日常的な観察や声掛けの関わり、出席状況の確認等により、児童の変容を見出す。 ・いじめの疑いがある場合には、個々の教職員が把握した情報を教職員全体で共有する。 ・他学年、スポーツ少年団等や他校を含むあらゆる集団における人間関係の把握に努める。 ・保護者や地域からの情報も必要に応じて収集する。
<p>いじめアンケート等の計画的活用</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・札幌市立の全学校が取り組む「悩みやいじめに関するアンケート調査」のほか、学校独自のアンケートを6月に実施する。 ・アンケート結果は、空欄や消した痕も含めた質的な分析・評価を行うことを心掛け、児童の心の内面に迫る取りまとめを行う。 ・アンケート結果の取りまとめを基に、いじめ防止対策委員会主導の基、児童や保護者の個別面談等を実施するなど、迅速で適切な対応を行う。 ・児童の発達の段階に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーからの助言を参考にするなど、心理的負担を与えないよう対応する。 ・アンケート調査等で児童自らがSOSを発信することは多大な勇気を要することを踏まえ、迅速に対応することを徹底する。
<p>いじめの事実関係の確実な把握と認知</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめのサインチェックシートを活用し、確実の疑いの把握に努める。 ・把握したいじめの疑いについては、いじめ防止対策委員会で事実関係の確実な把握といじめの認知を行う。 ・教職員個人の差によらない、客観的ないじめの認知の判断と組織としての対応ができるよう、アセスメントシートを活用する。 ・アセスメントシートについては、児童生徒の進級・進学や転学に当たって、次の学年・学校に確実に引継ぎ、指導や支援につなげることを徹底する。 ・いじめが犯罪行為に相当し得ると考えられる場合には、教育委員会と連携し、警察への相談・通報を行い、適切な援助を求める。
<p>いじめの見逃しを防ぐための取組</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「いじめ見逃しゼロ」を徹底するために、認知及び解消については、担任などの個人に委ねず、いじめ防止対策委員会で判断することを徹底する。 ・国の方針で定められている、いじめの解消の目安である3か月に至るまでの間、教職員による見守りを実施するとともに、被害児童及び保護者との面談等を通じて、心身に苦痛を感じていないかを継続的に確認する。加えて、加害児童の保護者に対しても、学校における状況等を共有し、保護者と連携して指導と見守りを行う。 ・いじめの解消の判断は、事案対処後3か月を目途として、被害児童及び保護者との面談等による確認の結果を踏まえて、学校いじめ対策組織において行う。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>いじめが解消している状態とは、少なくとも次の二つの要件が満たされている必要がある。</p> <p>①被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が、少なくとも3か月以上継続していること。ただし、この期間は、いじめの被害の重大性等を考慮し、学校の設置者又は、学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。</p> <p>②被害児童生徒が、いじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。</p> <p>【国のいじめの防止等のための基本的な方針（最終改定 平成29年3月14日）P30～31】</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> ・複数の教職員がそれぞれ集めたいじめに関する情報は、ICTも活用し、学校いじめ対策組織において集約と共有を図る。また、アンケートの結果など過年度の情報も含め、児童ごとに個別に情報をまとめるなどして、経年的に把握できるようにする。

(3) 家庭や地域との連携

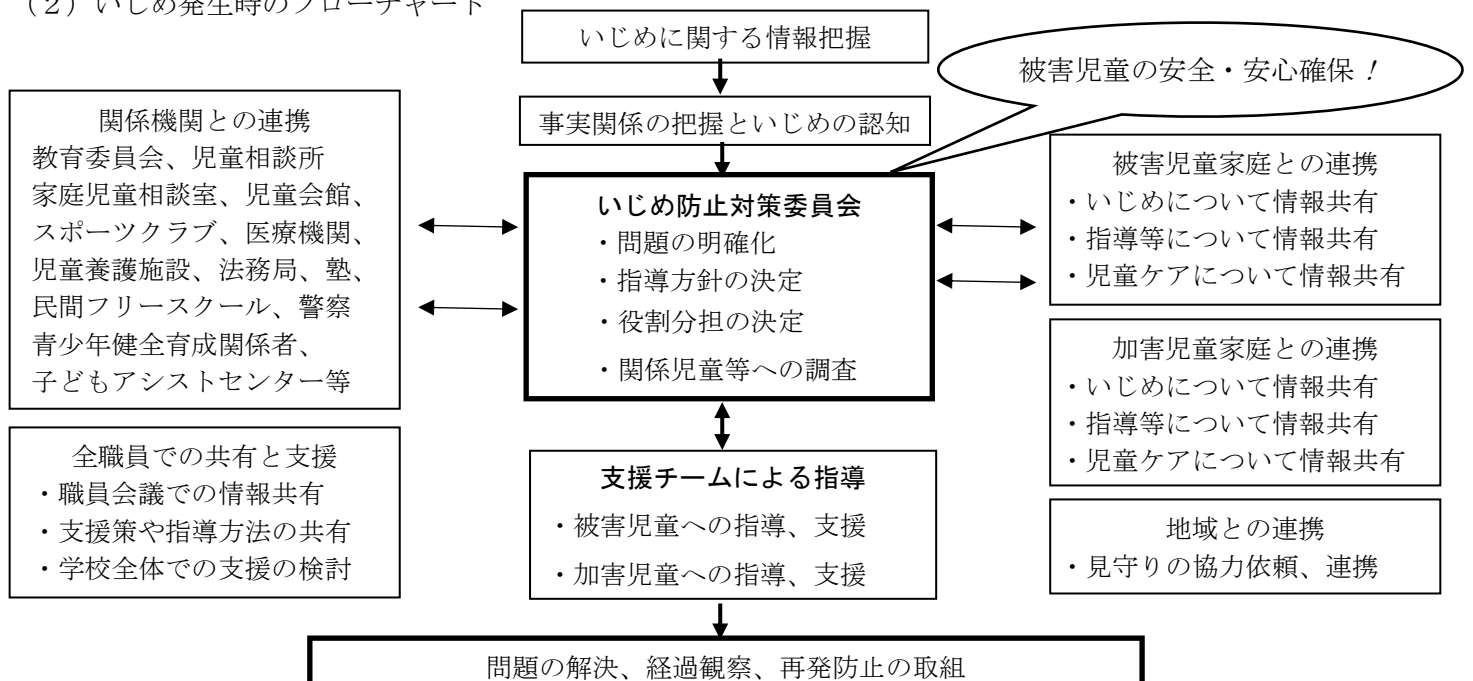
<p>家庭や地域の理解促進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「学校いじめ防止基本方針」について、年度初めの学校教育説明会で保護者に周知するとともに、学校ホームページに掲載し、その旨を学校だより等で周知する。 ・PTAや地域の関係団体が集まる機会に、学校や地域、家庭での児童の様子について共有し、連携して指導にあたるようにする。
<p>家庭や地域の協力・参画の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・学校外でいじめの疑いがある場面を見掛けた際の学校への情報提供等について、保護者や地域住民に周知する。 ・通学路指導等における地域の方々との関わりを大切にし、いじめ防止についての参画を求める。
<p>地域住民との交流</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域における体験学習やお祭り等の行事での児童の様子について、地域の方々から定期的に情報を得るなど、児童の様々な側面を把握して一人一人の指導に生かす。

4. いじめへの対処

(1) いじめ発生時のいじめ防止対策委員会の対応

事実関係の 確実な把握	<ul style="list-style-type: none"> ・聴き取りを行う教職員の役割を分担、必要に応じて複数名で対応、事実と経過を把握する。 ・関係するすべての児童に対して聴き取りを行う。 ・集約した情報は5W1Hを明確に整理し、関係する児童に再確認する。 ・起きたいじめが犯罪行為として取り扱われる可能性がある場合に、警察に相談・通報を行い、連携して対応する。
いじめられた児童の安全・安心を確保	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめられた児童が心配・不安に思うことを共感的に聴き取り、関係職員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等との連携を図りながら心のケアに努める。 ・見守りなど、具体的に不安を取り除く対応に努め、いじめられた児童が安心して学校生活を送ることができるよう留意する。
いじめた児童や周りの児童への、解決に向けた指導や関わり	<p>【いじめた児童への指導・対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめを受けた児童の苦しみを自分事として考えられるよう関わる。 ・謝罪を通して人間関係の修復を促す等、両者が納得する解決の在り方を探る。 ・いじめた側の児童の抱える問題などにも目を向けた指導を行う。 <p>【周りの児童への指導】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じ、いじめられた児童の心に寄り添って考える場を設定する。 ・はやし立てたり、見て見ぬ振りをしたりすることが、いじめを深刻化させることを改めて指導する。
保護者への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめられた児童の保護者には、いじめの情報を把握した段階で連絡を取り、速やかな対応を行う。 ・いじめた児童の保護者には、事実関係を正確に伝えるとともに、以後の対応を適切に行えるよう協力を求める。 ・いじめの内容によっては緊急保護者会を開くなど、保護者全体への対応を行う。
教育委員会や関係機関との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急性が高いと判断した事案や、いじめの重大事態につながるものが懸念される事案については、速やかに教育委員会に報告する。 ・緊急性が高いと判断した事案や、いじめの重大事態につながるものが懸念される事案においては、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールロイヤー、スクールセーフティアドバイザーなどの活用も含めて教育委員会と連携して対応に当たる。 ・必要に応じて、関係する医療機関等と連携し、いじめられた児童のケアに努める。
いじめの解消	<ul style="list-style-type: none"> ・少なくとも3か月以上継続して、被害児童に心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる場合でも、再発の可能性が十分にあることを踏まえ、日常的に注意深く観察する必要があり、随時必要な支援を行う。 ・真にいじめをの問題を乗り越えた状態とは、被害児童に対する謝罪だけでなく、被害児童の回復、加害児童が抱えるストレス等の問題の除去を経て、双方の当事者や周りの者全員が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことと捉え、達成に努める。
再発防止	<ul style="list-style-type: none"> ・児童のプライバシーに十分留意しながら、再発防止へのねらいを含めた学級・学年指導を行う。 ・いじめが解決したと思われた後も、児童の様子を把握し、必要な対応を行う。また、再発防止に向けて関係する保護者と定期的に情報を交換する。 ・再び同様のいじめが発生しないように、認め合う人間関係を構築できるよう努める。

(2) いじめ発生時のフローチャート



5. 重大事態発生時の対応

(1) 重大事態とは

①児童等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

※具体的には次の様なケースなどが想定される。

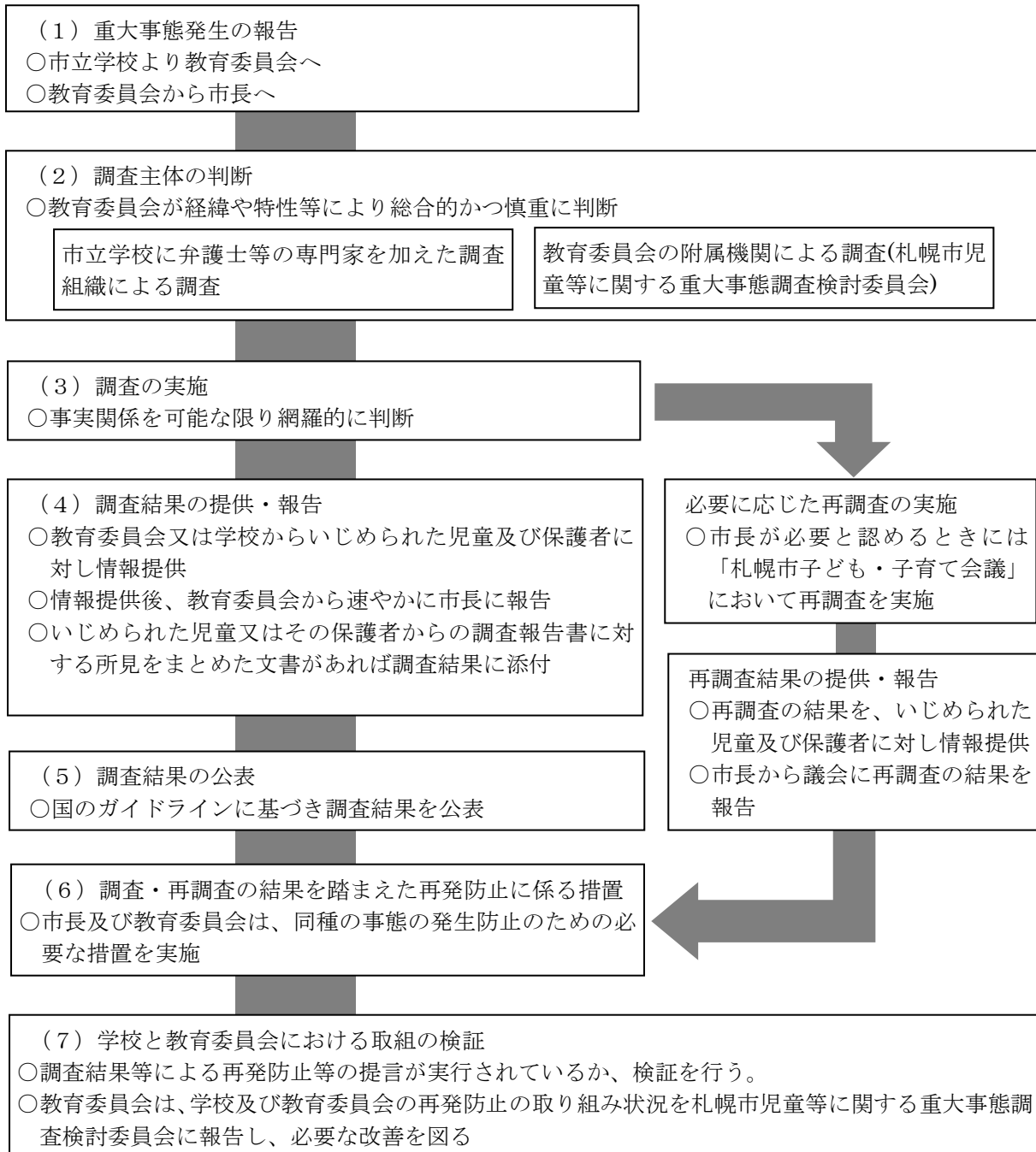
- ・児童が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

②いじめにより児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

※「相当の期間」については、不登校の定義(文部科学省による)を踏まえ年間 30 日を目安とする。また、児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、重大事態が発生したものとして報告・調査に当たる。

※いじめ防止対策推進法第 28 条より

(2) いじめ防止対策推進法における重大事態発生時の対応フローチャート



6. 個別の対応状況に関する記録及び引継について

- ・いじめに関する個別の対応状況に関する記録及び自殺念慮や自殺企図などの情報については、児童の進級・進学や転学に当たって、次の学年・学校に確実に引き継ぎ、指導や支援につなげることを徹底する。
- ・悩みやいじめに関するアンケート調査用紙は、小学校から中学校に用紙そのものを引き継ぎ、定められた期間（3年間）保管する。

7. いじめ防止等の年間計画

月	いじめ防止対策委員会	未然防止の取組	いじめ調査・報告	家庭・地域との連携	年間を通しての取組
4	・いじめ防止基本方針の内容確認 ・対処マニュアルの確認 ・定例会議 1			・学年学級懇談会 ・学校説明会	・毎日の健康観察 ・スクールカウンセラーによる教育相談 ・全校朝会での講話
5	・定例会議 2			・学校関係者評価委員会 ・教育相談週間	・道徳教育の充実 ・分かる授業の充実
6	・定例会議 3		・いじめアンケート	・SZ 実行委員会	・ふれあい活動(異学年交流)の充実
7	・定例会議 4	・情報モラル教育	・いじめの状況報告		・情報共有の場の設定 ・情報モラル等についての家庭への啓発
8	・定例会議 5			・	・いじめ防止に向けた、自治的な活動
9	・定例会議 6	子どもの命を見つめなおす月間			
10	・定例会議 7	・情報モラル教育		・教育相談週間	
11	・定例会議 8	・人権教育	・悩みやいじめアンケート		
12	・定例会議 9	・保護者アンケート ・情報モラル教育	・いじめの状況報告	・SZ 実行委員会	
1	・定例会議 10				
2	・定例会議 11	・学校評価	・いじめアンケート		
3	・定例会議 12 ・年度末振り返り	・情報モラル教育	・いじめの状況報告	・学校関係者評価委員会	

※SZ 実行委員会 … スクールゾーン実行委員会